厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

社保審－介護給付費分科会	資料１
第269回（Ｒ８.10.９）	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護（改定の方向性）

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１. これまでの分科会における主なご意見

２. 論点及び対応案

３. 参考資料

1. これまでの分科会における主なご意見

2. 論点及び対応案

3. 参考資料

これまでの分科会における主なご意見①

※第256回以降の介護給付費分科会でいただいたご意見について事務局の責任で整理したもの

＜定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護＞

（夜間対応型訪問介護の廃止・統合）

○統合後のサービス提供について「見込みなし」「未定・検討中」が4割超を占めており、利用者の不安解消に向けた受け皿の整備が必要である。

○夜間対応型訪問介護の定期巡回・随時対応型訪問介護看護への統合に当たっては、現在の利用者が必要なサービスを継続して利用できるよう配慮が必要である。

○夜間対応型訪問介護の定期巡回・随時対応型訪問介護看護への移行は、経過期間を活用しながら円滑かつ着実に進めるべきである。

○統合後も従来のサービス機能を維持できるよう、報酬の算定要件は統合前と同等水準となるよう配慮が必要である。

○日中・夜間を通じて安定的にサービスを提供できる体制整備が必要である。

（人材確保・処遇改善）

○統合後の受け皿となる定期巡回サービスでは職員不足が深刻であり、サービス提供体制の確保が課題である。

○定期巡回サービス等では特に夜間の職員確保が困難であり、サービス提供体制の維持が課題である。

○特に夜間の業務負担が大きく、人材確保が困難であることから、職員の働き方や勤務実態を踏まえた検討が必要である。

これまでの分科会における主なご意見②

※第256回以降の介護給付費分科会でいただいたご意見について事務局の責任で整理したもの

＜定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護＞

（報酬・評価）

○夜間対応型訪問介護は介護離職防止や在宅生活継続を支える基盤サービスとして重要である。

○夜間対応型訪問介護の定期巡回・随時対応型訪問介護看護への統合に当たっては、利用者が円滑に移行できるよう慎重かつ丁寧な検討が必要である。

○統合後も必要な人が必要なサービスを受けられるよう、地域の実態に応じた報酬・制度設計が必要である。

○夜間対応型訪問介護の利用実態を踏まえ、夜間区分を含めた報酬体系の見直しが必要である。

○夜間対応型訪問介護の統合後も、24時間オペレーションサービスの機能が維持されるよう配慮が必要である。

（ICT・テクノロジーの活用、生産性向上）

○限られた人員でサービスを継続するため、夜間オペレーションの共同化や広域化など生産性向上に向けた取組を検討すべきである。

○広域にわたるサービス提供を継続するためには、ICT・テクノロジーの活用が不可欠である。

○通信機器やオンコール端末等の導入に係る初期費用・ランニングコストへの支援を拡充すべきである。

○ICT・テクノロジーの導入状況を把握した上で、地域の実情に応じた支援策を検討すべきである。

○在宅でのテクノロジー活用を進める上で、高齢者のみ世帯ではWi-Fi等の通信環境が十分に整備されていない実態がある。

○テクノロジー活用の前提となる通信インフラの整備についても併せて検討が必要である。

○在宅でのテクノロジー活用を進めるため、通信環境を地域生活のインフラとして位置付けて検討する必要がある。

○ ICT活用の前提となる通信環境を誰が整備・負担するのかについて議論が必要である。

これまでの分科会における主なご意見③

介護給付費分科会における関係団体等意見交換会においては、以下について要望があった。

【一般社団法人全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会】

〇定期巡回・随時対応型訪問介護看護の機能を活かし、地域包括ケアシステムを支えるため、以下の４点を要望します。

１．24時間365日の介護提供体制を維持するための経営評価

２．夜間対応型から定期巡回への移行を支える24時間随時対応機能の評価

３．介護予防・重度化防止に向けた要支援1・2への対象拡大

４．在宅生活を維持するための居住支援・生活支援の評価

〇地域包括ケアシステムを支える定期巡回の役割

１．介護と看護の連携／24時間365日の提供体制の維持

２．夜間対応型から定期巡回への円滑な移行

３．要支援段階からの早期支援と重度化防止

４．居住支援・終身サポート等による在宅生活の継続

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

３．参考資料

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護　目次

論点①：必要な介護サービスを提供できる体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

論点②：安定的な事業運営のための職員配置と利用者確保への対応・・・・・・・・・・・・・・16

論点③：住まいの形態に合わせたサービス提供に係る報酬の在り方について・・・・・・・・19

社会福祉法等の一部を改正する法律の概要　その他改正事項

社保審－介護給付費分科会	資料１
第262回（R８.８.５）	

社会福祉法関係

○　**包括的な支援体制の整備のために市町村が積極的に実施すべき施策**（※１）を明確化する。

※１　(1)地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、(2)支援関係機関同士の連携による支援体制整備、(3)地域住民と支援関係機関の取組の協働体制整備

○　地域で課題を抱える者を把握した場合に必要な情報を市町村に提供する等の活動を行う団体の委嘱制度を創設する。

○　**福祉以外の多様な分野との連携強化**のため、包括的な支援体制整備にあたって連携に配慮する分野として、**消費者行政や防災を追加**するとともに、多様な分野との連携に関する事項を**地域福祉（支援）計画の記載事項に位置づける**。

○　都道府県の責務として、都道府県が主体となり支援を行う分野（難病・児童虐待等）の対応にあたっては、**市町村の行う包括的な支援体制の整備との連携**を行うことを明確化する。

○　福祉サービスの提供等にあたって、利用者の意思決定支援への配慮することを規定する。

介護保険法関係

○　地域におけるサービス提供体制の確保の観点から、**特別養護老人ホーム等の介護保険施設に対して事業廃止の手続**（※２）**を厚生労働省令で定める**とともに、**継続してサービス提供を行う事業者・施設へのインセンティブ**（※３）を検討する。あわせて、中山間・人口減少地域に所在する介護施設等について、**経過年数10年未満の場合の厚生労働省所管施設への転用等の特例**（※４）を設ける。

※２　**介護保険事業（支援）計画との整合性の確認**など。
※３　地域において事業を継続し連携を強化する事業者に対して、**ICT等のテクノロジー導入に係る補助金等による支援**を検討。
※４　国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、**一定の範囲内で国庫納付を求めない特例**を拡充。（通知事項）

○　大都市部等において居宅要介護者の介護ニーズ需要の増加が見込まれる中、多様なニーズに対応したサービス基盤の確保の観点から、**夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合**する。

○　**介護被保険者証**について、**介護情報基盤の本格運用開始（令和10年４月１日）に向け、電子資格確認を導入**するとともに、**要介護者等以外について資格喪失時の返還義務をなくす**等の**事務の簡素化・利便性の向上**を図るための見直し等を行う。

○　**要介護認定等の申請代行**について、居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域密着型特養、地域包括支援センターにのみ認められているところ、業務効率化の観点から、**ケアマネジャーの配置が指定基準となっているグループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等についても申請代行を可能とする。**

○　一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入を踏まえ、特定福祉用具販売事業者の質の確保の観点から、**特定福祉用具販売等に要する費用の額について所要の措置**を講ずる。

（参考）**国民健康保険団体連合会の業務を拡充**し、都道府県から委託を受けた**介護報酬に関連する補助金の支払事務を行うことを可能とする**（地方分権一括法において法律改正）。　※障害福祉分野も同様の改正を行う

社保審－介護給付費分科会
第239回（R６.１.22）
資料１

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し

告示改正

■　定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の将来的なサービスの統合を見据えて、夜間対応型訪問介護との一体的実施を図る観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬に、夜間対応型訪問介護の利用者負担に配慮した新たな区分を設ける。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

＜改定後＞

一体型事業所（※）

介護度	介護・看護利用者	介護利用者	**夜間にのみサービスを必要とする利用者**（新設）
要介護１	7,946単位	5,446単位	【定額】 ・基本夜間訪問サービス費：989単位／月 【出来高】 ・定期巡回サービス費：372単位／回 ・随時訪問サービス費（Ⅰ）：567単位／回 ・随時訪問サービス費（Ⅱ）：764単位／回 （2人の訪問介護員等により訪問する場合） 注：要介護度によらない
要介護２	12,413単位	9,720単位	
要介護３	18,948単位	16,140単位	
要介護４	23,358単位	20,417単位	
要介護５	28,298単位	24,692単位	

（※）連携型事業所も同様

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の夜間対応型訪問介護との統合後の事業継続の見通し

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の夜間対応型訪問介護との統合後の事業継続の見通しについてみると、全体では「夜間対応型訪問介護と統合する予定がないため影響はない」が60.0％で最多、次いで「統合後、課題はあるが経営を継続できる見込みがある」が17.6％、「統合しても問題なく経営を継続できる見込みである」が12.0％であった。

○都市部・中山間地域別にみると、「統合後、経営を継続するのは厳しい状況である」、「統合後、事業継続が厳しいため、事業を廃止する可能性がある、または廃止予定である」は「一般市町村」で12.8％と最多、次いで「中山間地域等」で12.0％、「都市部」で6.6％であった。

夜間対応型訪問介護との統合後の事業継続の見通し　都市・中山間地域別

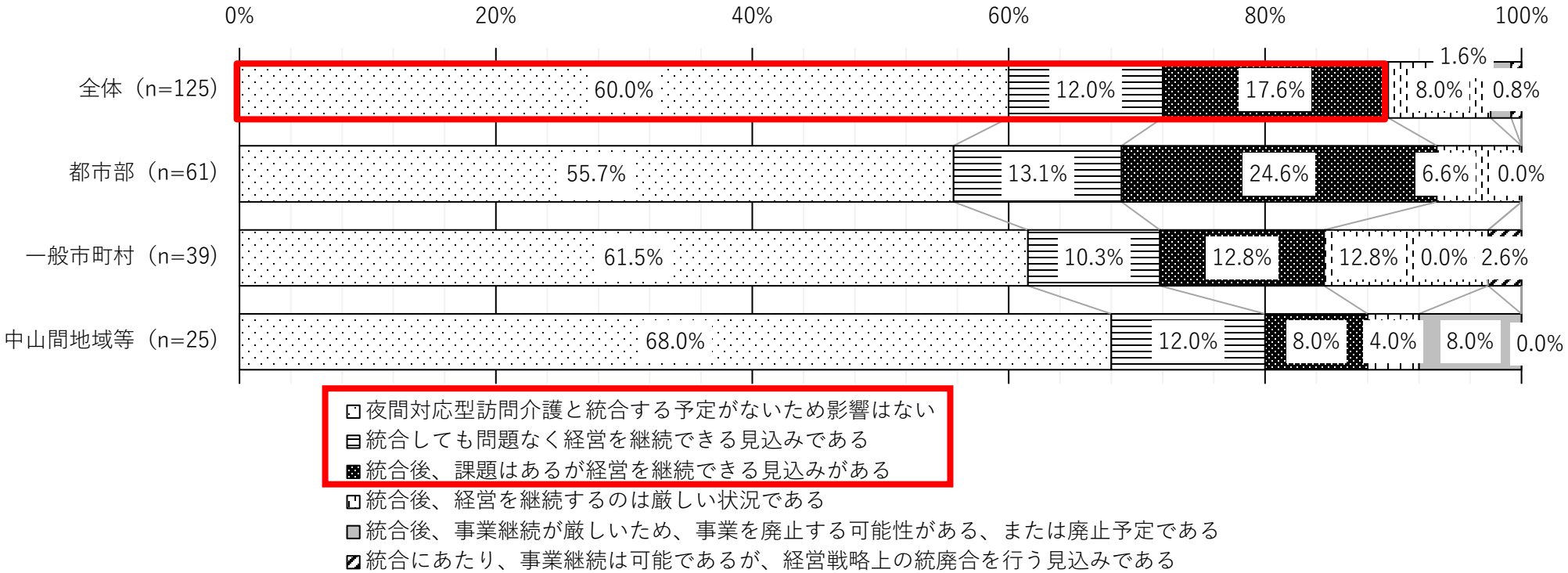

※厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（厚生労働省告示第八十三号）、ならびに厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（いわゆる特別地域加算の対象地域）のいずれかに該当する市区町村について、「都市部」「一般市町村」「中山間地域等（全域）」「中山間地域等（一部）」に分類した。

※四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

出典：令和８年度老人保健健康増進等事業 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合に向けた調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）速報値

夜間対応型訪問介護の利用者が日中に利用しているサービス

○夜間対応型訪問介護の利用者が日中に利用しているサービスについてみると、「24時間通報対応加算の範囲内で自事業所で対応」が最多となっている。

○24時間対応における日中のサービス提供については、主に訪問介護を利用している。訪問介護事業所は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間対応区分）と連携することにより、通常の日中の訪問介護サービスに加え、利用者の状態変化等に応じた随時訪問への対応が求められる。

利用者が日中に利用しているサービス（n=22人）

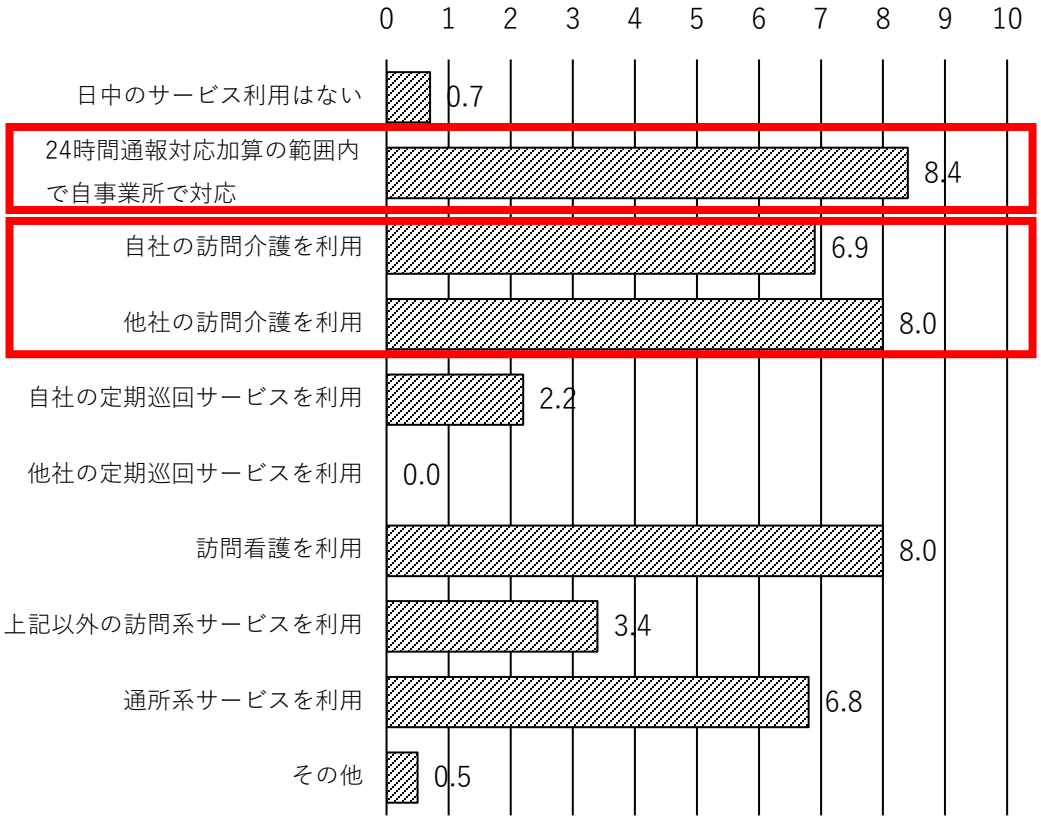

	有効回答数	平均値	中央値	最小値	最大値
日中のサービス利用はない	20	0.7	0.0	0.0	12.0
24時間通報対応加算の範囲内で自事業所で対応	19	8.4	2.0	0.0	79.0
自社の訪問介護を利用	20	6.9	4.0	0.0	26.0
他社の訪問介護を利用	21	8.0	3.0	0.0	60.0
自社の定期巡回サービスを利用	20	2.2	0.0	0.0	30.0
他社の定期巡回サービスを利用	20	0.0	0.0	0.0	0.0
訪問看護を利用	21	8.0	3.0	0.0	40.0
上記以外の訪問系サービスを利用	21	3.4	0.0	0.0	50.0
通所系サービスを利用	21	6.8	2.0	0.0	65.0
その他	19	0.5	0.0	0.0	6.0

出典：令和８年度老人保健健康増進等事業 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合に向けた調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）速報値

夜間対応型訪問介護の24時間通報対応加算減収の影響見込み

○夜間対応型訪問介護の24時間通報対応加算の取得状況は全体でみると、「取得している」が95.5%、「取得していない」が4.5%であった。

○夜間対応型訪問介護の24時間通報対応加算減収の影響見込みについてみると、「大きな影響がある」が59.1%で過半数を占めた。「やや影響がある」（22.7%）と合わせると全体の８割を超えた。

24時間通報対応加算の取得状況（都市部・一般市町村・中山間地域等）

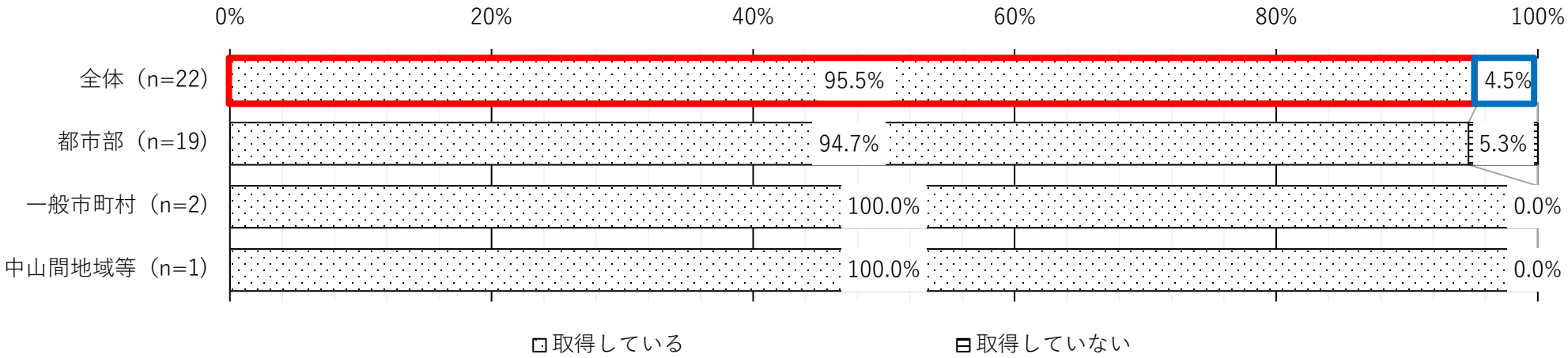

24時間通報対応加算減収の影響見込み

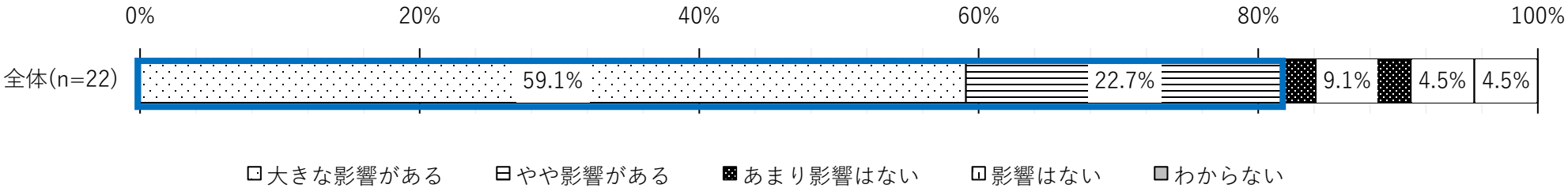

※四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

出典：令和８年度老人保健健康増進等事業「定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合に向けた調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）速報値

定期巡回・随時対応型訪問介護看護移行時の報酬上の経過措置の必要性

○夜間対応型訪問介護の定期巡回・随時対応型訪問介護看護移行時の報酬上の経過措置（激変緩和措置等）の必要性についてみると、「非常に必要」が50.0％で最多、「やや必要」（22.7％）と合わせて全体の７割を超えた。

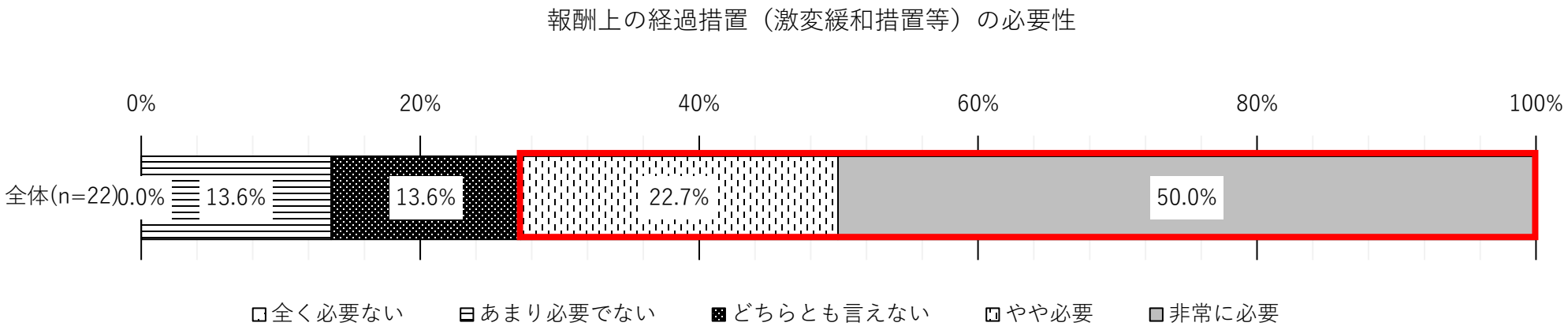

※四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

出典：令和８年度老人保健健康増進等事業 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合に向けた調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）速報値

論点①　必要な介護サービスを提供できる体制

論点①

（夜間対応型訪問介護から定期巡回・随時対応型訪問介護看護への円滑な移行）

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合により、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が、夜間対応型訪問介護の利用者の受け皿となることが見込まれる。この際、利用者・事業者双方への影響に十分配慮しつつ、夜間対応型訪問介護から定期巡回・随時対応型訪問介護看護への円滑な移行のための対応が必要となる。

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、今後さらに高齢化が加速していく都市部や、少ない利用者を広域でカバーする必要がある中山間・人口減少地域において、訪問介護及び訪問看護等の関係サービスとの連携により、夜間に加えて日中の訪問対応が可能なサービスを提供し、要介護者の在宅生活を支える重要な役割を果たしている。

■ 令和11年３月までの猶予期間における、夜間対応型訪問介護が定期巡回・随時対応型訪問介護看護への統合に向け、人材及び利用者の確保が困難な中、日中も含めた24時間訪問対応が可能な体制を構築していくため、オペレーション機能の強化も含めたサービス提供体制の在り方をどのように考えるか。

（訪問介護との連携促進）

■ あわせて、24時間365日の体制をいかに効率的に構築するかの観点で、日中の随時訪問を行う訪問介護事業所と定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅲ）の事業所の連携を進める観点から、日中の随時訪問に応じる訪問介護事業所へのインセンティブとして評価する仕組みを検討することについてどう考えるか。

⇒　訪問介護に関する介護給付費分科会において説明及び議論を実施予定

対応案

（夜間対応型訪問介護から定期巡回・随時対応型訪問介護看護への円滑な移行）

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合への対応として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅲ）において、必要に応じて、24時間の通報・相談対応機能を確保するとともに、日中の支援を実施する事業所の取組を評価する観点から、新たな報酬上の評価を設けることとしてはどうか。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護　目次

論点①：必要な介護サービスを提供できる体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

論点②：安定的な事業運営のための職員配置と利用者確保への対応・・・・・・・・・・・・・16

論点③：住まいの形態に合わせたサービス提供に係る報酬の在り方について・・・・・・・19

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の新規開設を阻害する要因

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の新規開設を阻害する要因のうち、経営・収支面の課題から詳細をみると、「必要な利用者数や職員数の見通しが立てづらい」が80.4%と最多であった。

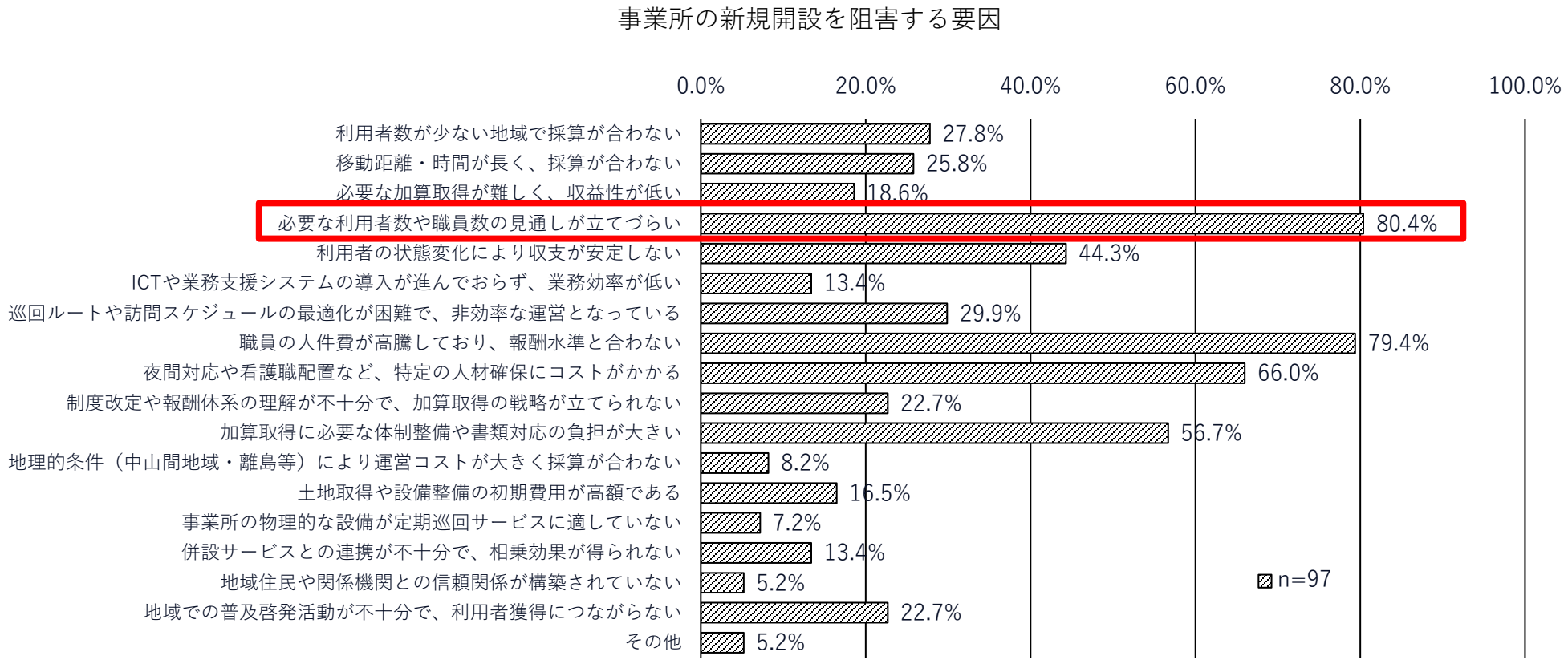

「その他」内容
補助金がないと難しい。/ケアマネがサービスを勉強しないが知ったかぶりして、利用まで検討しない。/営業利益を考えると、手広い運営は、逆効果である。/夜間帯における移動は職員一人等は治安の悪化などによるリスクが高いが人員を増員するコスト増には耐えられない。

出典：令和７年度老人保健健康増進等事業 「小規模多機能型居宅介護等の更なる普及促進に向けたサービス提供の在り方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）

論点②　安定的な事業運営のための職員配置と利用者確保への対応

論点②

（新規開設時の状況を踏まえた配置基準の見直し）

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、在宅高齢者の生活を支えるサービスとして期待されている。一方で、利用対象者が広域に点在していることや、サービスに対する認知度が十分でないこと、地域密着型サービスであって包括報酬体系のサービスは新規開設時において人員配置基準の緩和が設けられているが、現状そうした特例は定期巡回・随時対応型訪問介護看護にはないこと等、特に新規開設後の一定期間において利用者の確保が困難となる場合等があるとの指摘がある。

■ こうした状況を踏まえ、地域におけるサービス基盤の整備及び安定的な事業運営を促進する観点から、新規開設時の状況を踏まえた人員配置等の要件の在り方について、どのように考えるか。

（区域外のサービス提供を評価）

■ 利用者の確保に困難を感じている事業所もみられ、サービス提供体制の維持・確保が課題となっており、利用者の居住する市町村による区域外指定を受け、複数の市町村にまたがって多様なサービスを提供している事業所もみられている。

■ こうしたことも踏まえ、利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保や、中山間・人口減少地域における事業運営の安定化を図る観点から、区域外での多様なサービス提供を行う事業所の評価の在り方についてどのように考えるか。

⇒　人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築に関する介護給付費分科会において説明及び議論を実施予定

対応案

（新規開設時の状況を踏まえた配置基準の見直し）

■ サービス基盤の整備及び安定的な事業運営を促進する観点から、地域の実情により新規開設時において利用者の確保が困難であるなど、やむを得ない状況となった場合に訪問介護員等の配置基準の見直しについて検討してはどうか。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護　目次

論点①：必要な介護サービスを提供できる体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

論点②：安定的な事業運営のための職員配置と利用者確保への対応・・・・・・・・・・・16

論点③：住まいの形態に合わせたサービス提供に係る報酬の在り方について・・・・・・・19

論点③　住まいの形態に合わせたサービス提供に係る報酬の在り方について

論点③

（利用者の居住場所やサービス形態を踏まえた報酬の在り方）

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護における同一建物等居住者への訪問サービス提供については、効率的なサービス提供が可能となることを踏まえ、同一建物減算を設けて対応している。

■ 高齢者住まいにおけるサービス提供の実態や事業所経営への影響等を踏まえつつ、住まいの形態に合わせたサービス提供の在り方についてどのように考えるか。

⇒　高齢者住まいに対するサービス提供の在り方に関する介護給付費分科会において説明及び議論を実施予定

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

３．参考資料

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

社保審－介護給付費分科会	資料１
第262回（R８.８.５）	

定義

○「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、

・定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行うもの（訪問看護を一体的に行う場合）

または

・定期巡回訪問、または、随時通報を受け訪問看護事業所と連携しつつ、利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うもの（他の訪問看護事業所と連携し訪問看護を行う場合）

のうち、いずれかをいう。

経緯

○　訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、**重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を２４時間支える仕組みが不足**していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して**医療と介護との連携が不足**しているとの問題がある。

○　このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う**「定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護」**を創設（平成24年４月）。

＜定期巡回・随時対応サービスのイメージ＞

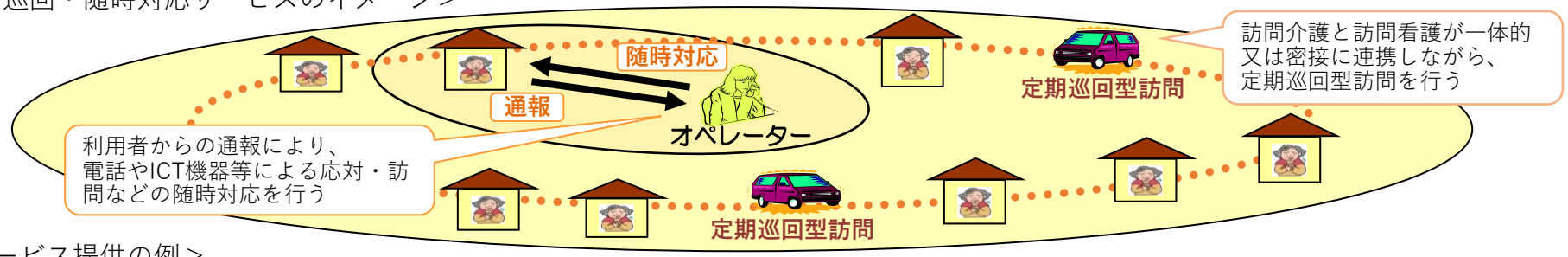

＜サービス提供の例＞

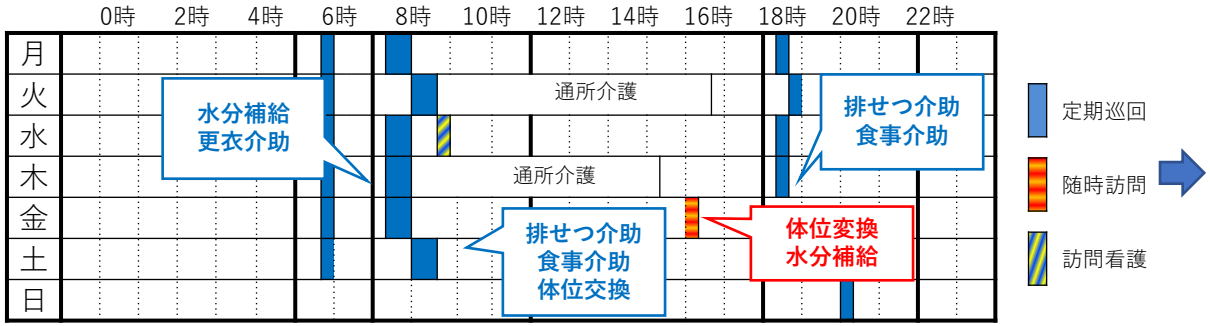

・**日中・夜間を通じて**サービスを受けることが可能

・**訪問介護と訪問看護を一体的に**受けることが可能

・定期的な訪問だけではなく、**必要なときに随時サービス**を受けることが可能

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準

職種			資格等	必要な員数等
人員基準	訪問介護員等	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	介護福祉士 実務者研修修了者 初任者研修修了者 旧介護職員基礎研修 旧訪問介護員１級 旧訪問介護員２級	・　必要な数以上 ・　オペレーターと兼務可能。
		随時訪問サービスを行う訪問介護員等		・　提供時間帯を通じて１以上 ・　定期巡回サービス、オペレーター及び同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは夜間対応型訪問介護の職務に従事することができる ・　夜間・早朝（18時～8時）の時間帯は、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されている場合、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。
	看護職員 （訪問看護サービスを行う職員）		保健師、看護師、准看護師	・　保健師、看護師、准看護師あわせて２．５以上、うち１名以上は常勤の保健師又は看護師（併設訪問看護事業所と合算可能） ・　PT、OT、STは実情に応じた必要数 ・　オペレーターと兼務可能　・　常時オンコール体制を確保
			PT、OT、ST	
	オペレーター（※１） （随時対応サービスを行う職員）		看護師、介護福祉士等(※２)のうち、常勤の者１人以上 または １年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者（※３）	・　サービス提供時間帯を通じて１以上確保されるために必要数 ・　１名以上は常勤の看護師、介護福祉士等 ・　当該事業所の他職種及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定夜間対応型訪問介護事業所の職務への従事可能 ・　併設施設等（短期入所生活（療養）介護、（地域密着型）特定施設、（地域密着型）特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設、小規模多機能、グループホーム、看護小規模多機能）の職務に従事可（※４） ・　夜間・早朝（18時～8時）の時間帯は、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。
	計画作成責任者		看護師、介護福祉士等(※２)	・　１以上
	管理者			・　常勤・専従の者（当該事業所の職務や併設事業所の管理者又は従業者との兼務可能）
運営基準	計画の作成		・　計画作成責任者が作成	
	事業の委託		・　他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、訪問看護事業所に、オペレーションセンター・定期巡回サービス・随時訪問サービスを「一部委託」可能	

（注１）　　・・・介護・看護一体型にのみ配置が必要となる職種（介護･看護連携型の場合は連携先の訪問看護事業所に配置される）
（注２）事業所に常駐する必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。なお、利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能
（注３）看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員
（注４）旧訪問介護員２級及び初任者研修修了者については、３年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者に限る。
（注５）当該施設の利用者の処遇に支障がない場合に限る。なお、オペレーター以外の業務従事する場合、当該施設における最低基準を超えて配置された職員に限る。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

社保審－介護給付費分科会	資料１
第262回（R８.８.５）	

※加算・減算は主なものを記載

利用者の要介護度に応じた基本サービス費

医師の指示に基づく看護を受ける者に算定される部分
（看護職員による療養上の世話又は診療の補助）
※訪問看護を利用しない者・医療保険適用者は算定しない

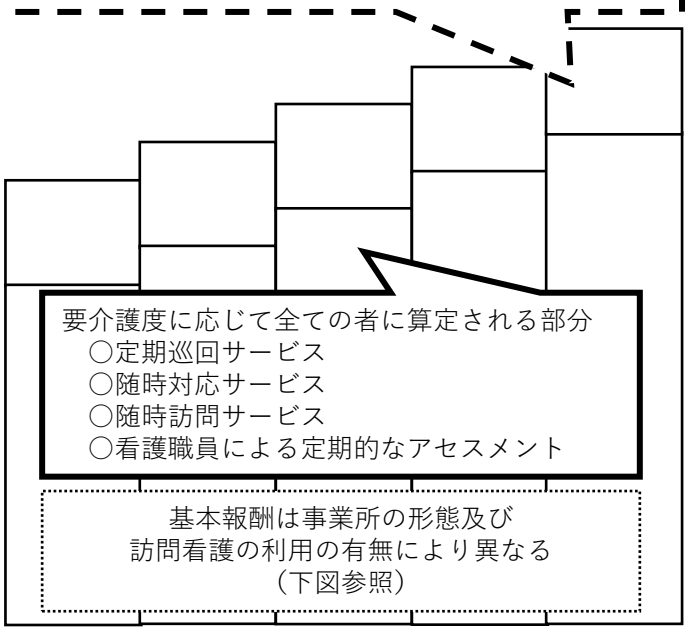

要介護１　要介護２　要介護３　要介護４　要介護５

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する**加算・減算**

＋

- 専門的な認知症ケアの実施（90単位、120単位／月）
- 緊急時の訪問看護サービスの提供（325、315単位/月）
- ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ職との連携
  - ・加算Ⅰ：100単位／月
  - ・加算Ⅱ：200単位／月
- 包括サービスとしての総合的なマネジメント（800、1,200単位／月）
- 市町村が定める要件を満たす場合（上限500単位）
- 利用開始日から30日以内の期間（30単位／日）
- 退院退所時、医師等と共同指導した場合（600単位／回）
- 中山間地域等でのｻｰﾋﾞｽ提供（５％・10％・15％）
- 死亡日及び死亡日前14日以内に実施したターミナルケアを評価（2,500単位／死亡月）
- 介護職員等処遇改善加算
  - （Ⅰ）イ26.7%　ロ27.8%
  - （Ⅱ）イ24.6%　ロ25.7%
  - （Ⅲ）20.4%　（Ⅳ）16.7%
- 口腔管理に係る連携の強化（50単位／回）
- 介護福祉士等を一定割合以上配置＋研修等の実施（750、640、350単位／月）
- 夜間サービス（基本夜間除く）（22、18、6単位/月）

－

- 同一建物に居住する利用者に対するサービス提供
  - ▲600単位／月（夜間サービス　▲10％／回）
  - 50人以上　▲900単位／月（夜間サービス　▲15％／回）
- 高齢者虐待防止措置未実施（▲１％）
- 業務継続計画未策定（▲１％）
- 通所系サービス又は短期入所系サービスを利用した場合の減算
  - 通所系サービス利用１日当たり▲62単位～▲322単位
  - 短期入所系サービス利用時は、短期入所系サービスの利用日数に応じて日割り計算
- 准看護師による訪問看護（▲２％／月）

（注１）点線枠の加算は、区分支給限度基準額の算定対象外　（注２）　　は、一体型事業所のみ算定。

	一体型事業所	
	介護・看護利用者	介護利用者
要介護１	７，９４６単位	５，４４６単位
要介護２	１２，４１３単位	９，７２０単位
要介護３	１８，９４８単位	１６，１４０単位
要介護４	２３，３５８単位	２０，４１７単位
要介護５	２８，２９８単位	２４，６９２単位

連携型事業所
介護分を評価
５，４４６単位
９，７２０単位
１６，１４０単位
２０，４１７単位
２４，６９２単位

＋

連携先訪問看護事業所を利用する場合の訪問看護費（連携先で算定）

２，９６１単位
３，７６１単位

夜間サービス	
基本夜間（１月）	９８９単位
定期巡回（１回）	３７２単位
随時対応（Ⅰ）（１回）	５６７単位
随時対応（Ⅱ）（１回）	７６４単位

夜間対応型訪問介護の概要

社保審－介護給付費分科会	資料１
第262回（R８.８.５）	

定義

○「夜間対応型訪問介護」とは、夜間において、定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を訪問介護員等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護等の提供を行うものをいう。

経緯

○在宅にいる場合も、夜間を含め２４時間安心して生活できる体制の整備が必要であるとの考えから、平成１８年４月に、夜間における「定期巡回」と「通報による随時対応」を合わせた「夜間対応型訪問介護」が創設された（夜間における訪問介護サービスの提供のみを想定したサービス類型）。

＜夜間対応型訪問介護のイメージ図＞

基本的には、利用対象者３００人程度を想定

（人口規模にすれば２０万程度
まずは都市部でのサービス実施を想定）

※　夜間の訪問介護のみを実施するサービス類型であり、日中の訪問介護は含まれない。

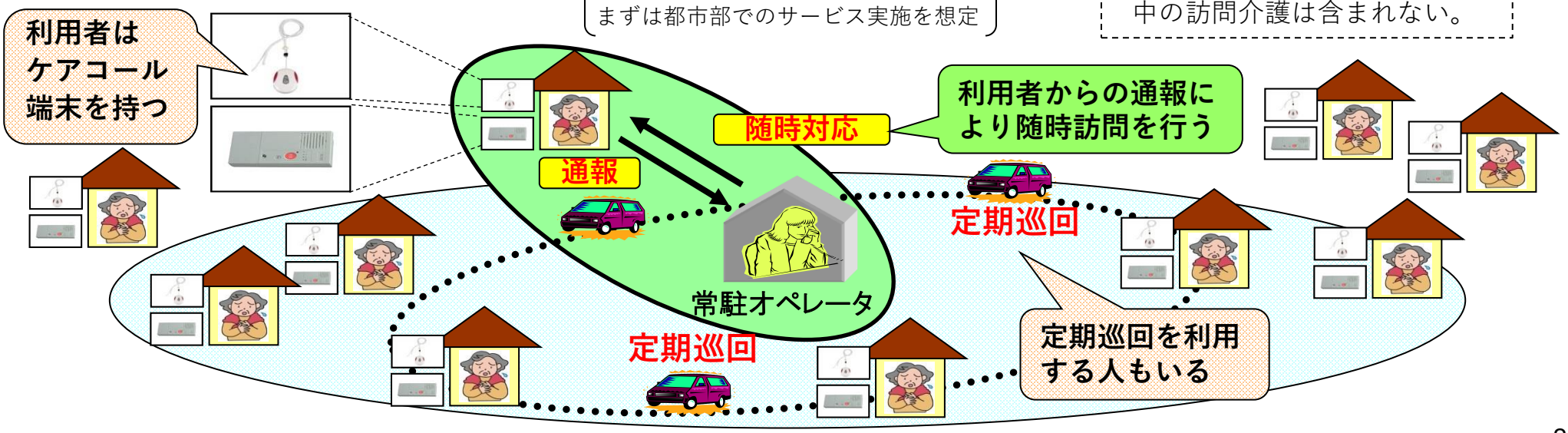

夜間対応型訪問介護の基準

<table>
<tr><th colspan="3">職種</th><th>資格等</th><th>必要な員数等</th></tr>
<tr><td rowspan="6">人員基準</td><td rowspan="2">訪問介護員等
（注１）</td><td>定期巡回サービスを行う訪問介護員等</td><td rowspan="2">介護福祉士
実務者研修修了者
初任者研修修了者
旧介護職員基礎研修
旧訪問介護員１級
旧訪問介護員２級</td><td>・　必要な数以上
・　オペレーターと兼務可能</td></tr>
<tr><td>随時訪問サービスを行う訪問介護員等</td><td>・　提供時間帯を通じて１以上
・　定期巡回サービス、オペレーター及び同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護の職務に従事することができる
・　随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されている場合、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">オペレーター（※１）</td><td>看護師、介護福祉士等(注２）
のうち、常勤の者１人以上
＋
１年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者
（注３）</td><td>・　提供時間帯を通じて1以上
・　当該事業所の他職種及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務への従事可能
・　併設施設等（短期入所生活（療養）介護、（地域密着型）特定施設、（地域密着型）特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設、小規模多機能、グループホーム、看護小規模多機能）の職務に従事可
・　利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。
※　オペレーションセンターを設置しない場合は配置不要</td></tr>
<tr><td colspan="2">オペレーションセンター
（注４）</td><td></td><td>・　通常の事業の実施地域内に1か所以上設置（設置しなくても可）
※他の夜間対応型訪問介護事業所との間で、随時対応サービスを「集約化」可能</td></tr>
<tr><td colspan="2">面接相談員</td><td>オペレーターと同様の資格又は同等の知識経験を有する者（努力義務）</td><td>・　１以上（オペレーター又は訪問介護員等との兼務可）
※　オペレーションセンターを設置しない場合は配置不要</td></tr>
<tr><td colspan="2">管理者</td><td></td><td>・　常勤・専従の者（当該事業所の職務や併設事業所の管理者等との兼務を認める。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">運営基準</td><td colspan="2">計画の作成</td><td colspan="2">・　オペレーター又は面接相談員が作成
※　オペレーションセンターを設置しない場合は訪問介護員等が作成</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の委託</td><td colspan="2">・　他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、定期巡回・オペレーションセンター・随時訪問サービスを「一部委託」可能</td></tr>
</table>

（注１）事業所に常駐する必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。なお、利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能
（注２）看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員
（注３）オペレーターの資格について、旧訪問介護員２級及び初任者研修修了者は３年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者に限る
（注４）「オペレーションセンター」の設置は設備基準としては求めず、地域を巡回しながら適切に随時のコールに対応する形態も可能。

夜間対応型訪問介護の報酬

指定夜間対応型訪問介護のイメージ（1月あたり）

※　加算・減算は主なものを記載

基本サービス費
①夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）【定額＋出来高報酬】
②夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）【包括報酬】

①オペレーションセンター設置

オペレーションサービスの利用
989単位/月

＋

定期巡回サービス
372単位／回

随時サービス
（Ⅰ）567単位／回
※２人で訪問する場合は
（Ⅱ）764単位／回

②オペレーションセンター未設置

2,702単位/月

※設置していても事業者が選択可能

＋

事業所の体制に対する**加算・減算**

市町村独自の要件
（上限300単位）

日中のオペレーションサービスの実施
（610単位）

中山間地域等でのｻｰﾋﾞｽ提供（５％・10％・15％）

専門的な認知症ケアの実施（※）
① ３、４単位／日
②90、120単位／月

介護福祉士等を一定割合以上配置＋研修等の実施（※）
① 22、18、6単位／回
②154、126、42単位／月

介護職員等処遇改善加算
（Ⅰ）ｲ26.7%　ﾛ27.8%
（Ⅱ）ｲ24.6%　ﾛ25.7%
（Ⅲ）20.4%　（Ⅳ）16.7%

（注１）※印の加算については、以下のとおり算定する。
オペレーションセンター設置：①の単位数
オペレーションセンター未設置：②の単位数
①の場合、利用者宅への訪問（定期巡回又は随時訪問サービス）を行わない場合は算定不可

－

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合
・　事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合　（▲10%/回）
・　事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合　（▲15%/回）

高齢者虐待防止措置未実施
（▲１％）

業務継続計画未策定
（▲１％）

（注２）点線枠の加算減算は区分支給限度基準額の算定対象外

定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関連する各種意見

介護保険制度の見直しに関する意見（令和７年12月25日社会保障審議会介護保険部会）（抄）

Ⅳ 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保
（現状・基本的な視点）
○小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスについては、要介護者の在宅生活を支える重要な機能を有しているにもかかわらず、サービスに対する認知度や理解度が不十分なことにより、事業所が存在しない市町村も多くあることから、市町村内での整備の推進のみならず、都道府県と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整を行うなど隣接自治体間の連携による活用推進の視点も必要である。

2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ（令和７年７月25日「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 ）　（抄）

（２）中山間・人口減少地域におけるサービスを維持・確保するための柔軟な対応
○中山間・人口減少地域において、複雑化する介護ニーズや医療ニーズに対応していくため、介護事業所における役割を多機能化していくことも考えられる。現行制度において複数のサービスを包括的に提供可能な「看護小規模多機能型居宅介護」や「小規模多機能型居宅介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」など包括的なサービスの果たす役割も重要であり、計画的な設置促進を図っていく必要がある。

社会保障審議会介護保険部会における委員意見（令和６年12月23日社会保障審議会介護保険部会　議事録）（抄）

○地域密着型サービスで、定期巡回であるとか小規模多機能、あるいは看護小規模多機能を考えていきますと、例えば医療から退院直後の不安定な状態で在宅に戻ってきたときに、その状態を支えて安定化させる、非常に有効なサービスになっていますので、ぜひこれを普及するためにどうしていけばいいのか。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の算定状況

	単位数（令和６年６月以降）	算定単位数（単位：千単位）	件数（単位：千件）	算定率（件数ベース）	算定事業所数	算定率（事業所ベース）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	総数	918,606	151.9	100.0%	1,435	100.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅰ）(1)看護なし	5,446～24,692単位/月	66,212	28.7	18.9%	369	25.7%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅰ）(2)看護あり	7,946～28,298単位/月	206,794	41.1	27.0%	393	27.4%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅱ）	5,446～24,692単位/月	392,548	76.0	50.0%	1,082	75.4%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅲ）※基本夜間訪問サービス費	989単位/月	334	1.3	0.9%	66	4.6%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅲ）※定期巡回サービス費	372単位/回	1,713	4.6	3.0%	35	2.4%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅲ）※随時訪問サービス費（Ⅰ）	567単位/回	69	0.1	0.1%	16	1.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅲ）※随時訪問サービス費（Ⅱ）	764単位/回	0	0.0	0.0%	0	0.0%
特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	×15/100	1,000	0.6	0.4%	30	2.1%
中山間地域等における小規模事業所加算	×10/100	1	0.0	0.0%	2	0.1%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	×5/100	17	0.0	0.0%	10	0.7%
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	＋325単位/月	2,079	6.4	4.2%	199	13.9%
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	＋315単位/月	985	3.1	2.1%	118	8.2%
特別管理加算（Ⅰ）	＋500単位/月	673	1.3	0.9%	209	14.6%
特別管理加算（Ⅱ）	＋ 250単位/月	160	0.6	0.4%	179	12.5%
ターミナルケア加算	＋2,500単位	85	0.0	0.0%	25	1.7%
初期加算	＋30単位/日	1,865	62.2	40.9%	1,051	73.2%
退院時共同指導加算	＋600単位/回	13	0.0	0.0%	16	1.1%
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	＋1,200単位/月	44,952	37.5	24.7%	1,031	71.8%
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	＋800単位/月	6,301	7.9	5.2%	296	20.6%

（注１）「算定率（件数ベース）」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。
（注２）「算定率（事業所ベース）」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。
（注３）色分けは、「算定率（事業所ベース）」において、70％以上の加算を緑色、３％以下の加算を赤色と機械的にしている。
【出典】介護保険総合データベースの任意集計（令和７年11月審査分（令和７年10月サービス提供））より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

夜間対応型訪問介護の算定状況

	単位数（令和６年６月以降）	算定単位数（単位：千単位）	件数（単位：千件）	算定率（件数ベース）	算定事業所数	算定率（事業所ベース）
夜間対応型訪問介護	総数	31,155	59.0	100.0%	185	100.0%
夜間対応型訪問介護（Ⅰ）（基本）	＋989単位/月	6,094	13.9	23.6%	174	94.1%
夜間対応型訪問介護（Ⅰ）（定期巡回）	＋ 372単位/回	13,844	37.2	63.0%	126	68.1%
夜間対応型訪問介護（Ⅰ）（随時訪問Ⅰ）	＋ 567単位/回	1,310	2.3	3.9%	131	70.8%
夜間対応型訪問介護（Ⅰ）（随時訪問Ⅱ）	＋ 764単位/回	38	0.1	0.1%	11	5.9%
夜間対応型訪問介護（Ⅱ）	＋2,702単位/月	258	0.1	0.2%	11	5.9%
24時間通報対応加算	＋610単位/月	3,299	5.4	9.2%	144	77.8%
特別地域夜間対応型訪問介護加算	＋15/100	0	0.0	0.0%	0	0.0%
中山間地域等における小規模事業所加算	＋10/100	1	0.0	0.0%	1	0.5%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	＋5/100	0	0.0	0.0%	1	0.5%
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	＋245/1000	3,716	4.6	7.8%	137	74.1%
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	＋224/1000	1,796	1.4	2.4%	39	21.1%
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	＋182/1000	80	0.2	0.3%	5	2.7%
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	＋145/1000	17	0.1	0.1%	2	1.1%
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	＋76/1000 ～221/1000	0	0.0	0.0%	0	0.0%
認知症専門ケア加算（Ⅰ） （夜間対応型訪問介護（Ⅰ）の場合）	＋3単位/日	0	0.0	0.0%	0	0.0%
認知症専門ケア加算（Ⅰ） （夜間対応型訪問介護（Ⅱ）の場合）	＋90単位/月	0	0.0	0.0%	1	0.5%
認知症専門ケア加算（Ⅱ） （夜間対応型訪問介護（Ⅰ）の場合）	＋ 4単位/日	0	0.0	0.0%	0	0.0%
認知症専門ケア加算（Ⅱ） （夜間対応型訪問介護（Ⅱ）の場合）	＋120単位/月	0	0.0	0.0%	0	0.0%

（注１）「算定率（件数ベース）」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。
（注２）「算定率（事業所ベース）」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。
（注３）色分けは、「算定率（事業所ベース）」において、70％以上の加算を緑色、３％以下の加算を赤色と機械的にしている。
【出典】介護保険総合データベースの任意集計（令和７年11月審査分（令和７年10月サービス提供））より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の請求事業所

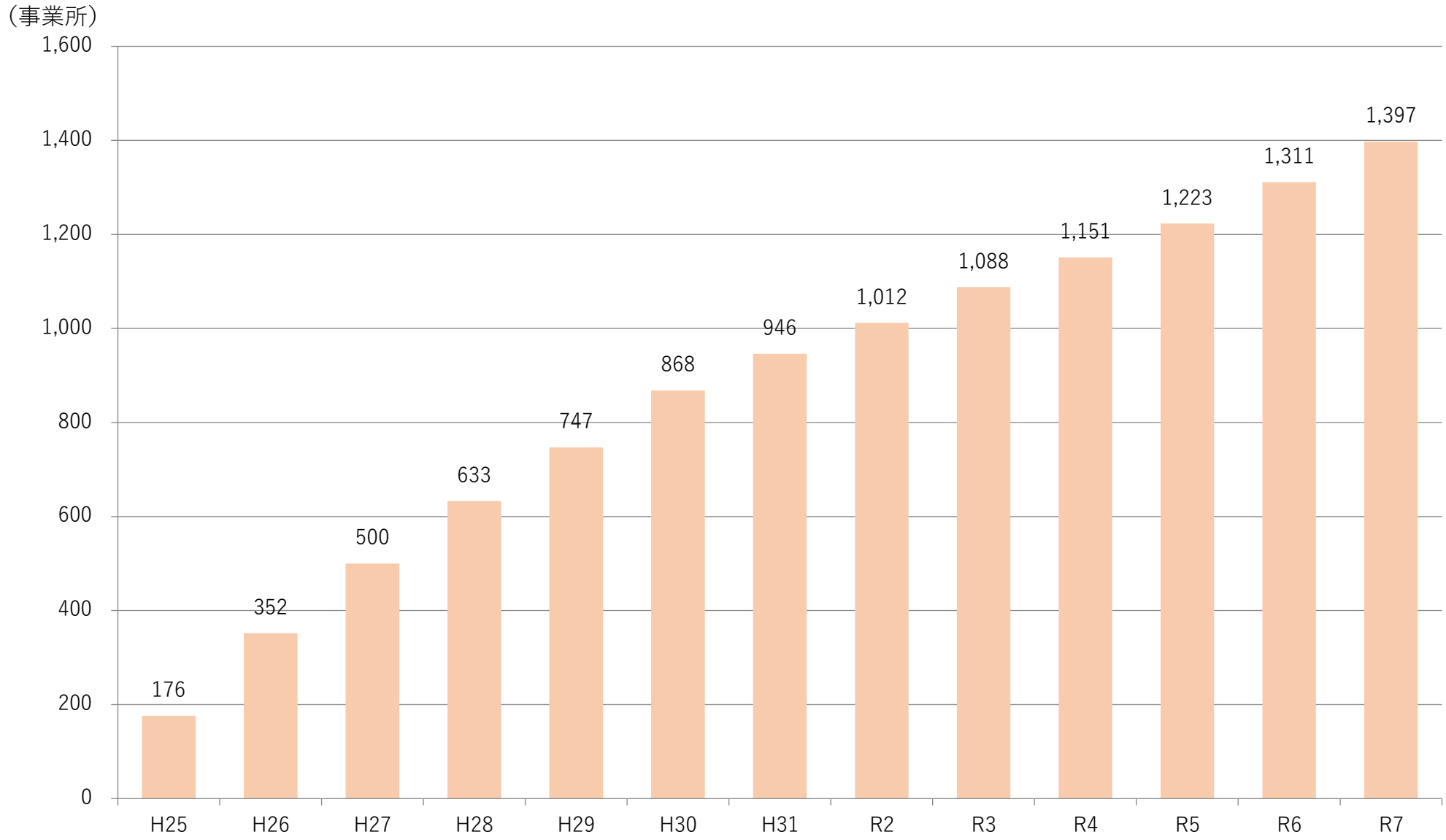

（注）請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。
【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年４月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

夜間対応型訪問介護の請求事業所数

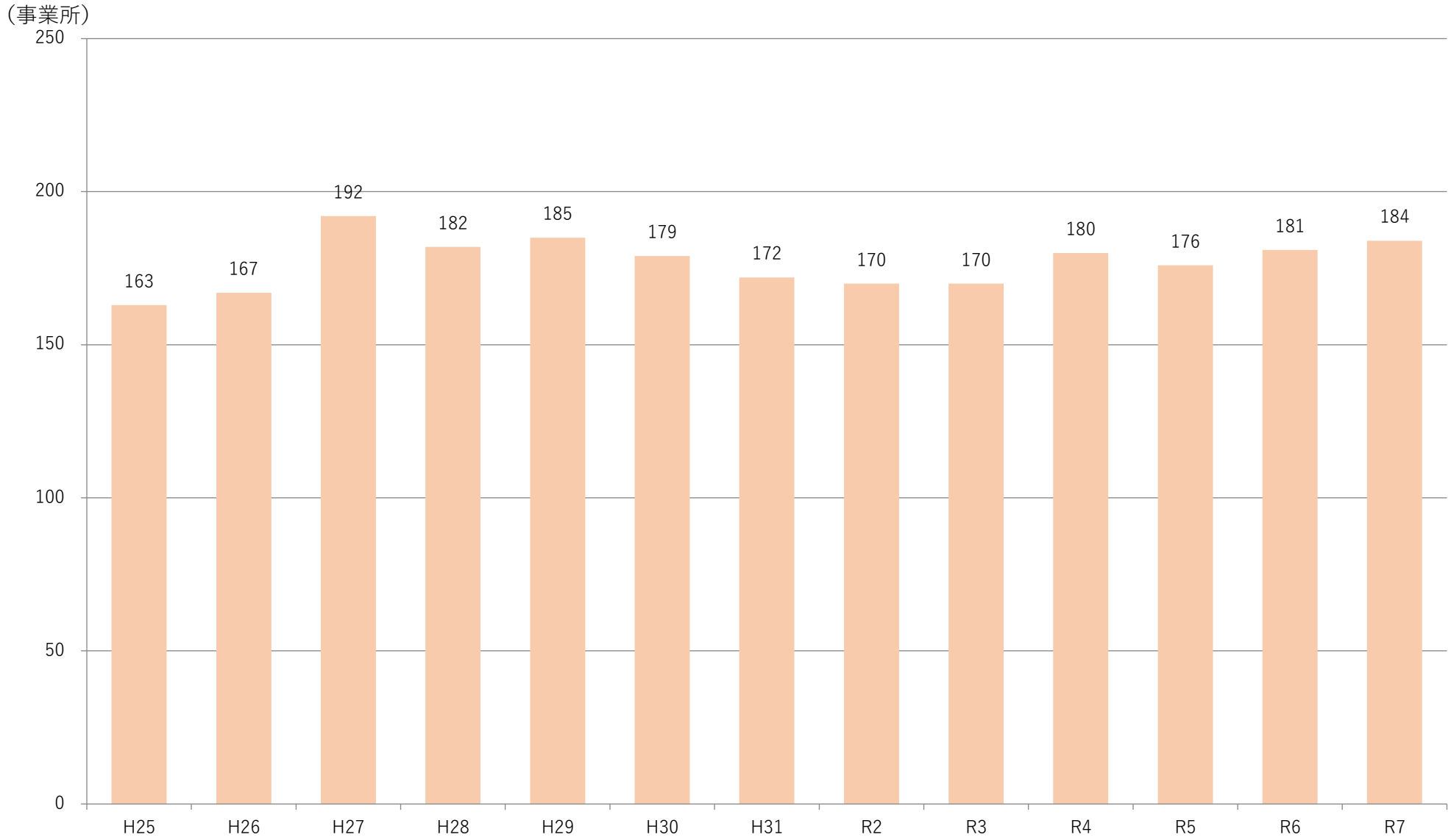

（注）請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。
【出典】介護給付費等実態統計(旧：介護給付費等実態調査)(各年4月審査分)より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の現状と課題

社保審－介護給付費分科会	資料１
第257回（R８.８.５）	

現状と課題

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行うもの（平成24年度創設）。
- 請求事業所数(1,397事業所)、受給者数(約47,100人)、費用額(約995億円)は年々増加しているものの都道府県ごとにバラツキがみられる。
- 収支差率は、令和４年度が11.0％、令和５年度が14.6％、令和６年度が13.4％と推移している。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、「介護離職ゼロ」に向けた基盤整備の対象サービスであり、第９期介護保険事業計画では、令和５年度（2023年度）実績値3.9万人から、令和８年（2026）年度にかけて4.9万人（24％増）の見込み量となっている。
- 利用者の状況をみると、要介護３～５の利用者は、51.4％、平均要介護度は、2.7となっている。
- 特に今後増加する都市部における居宅要介護者のニーズに対して柔軟に対応することが期待されている。（高齢者人口10万人あたりの請求事業所数では、最大6.5倍の格差が存在。）
- 夜間対応型訪問介護は、夜間において、定期巡回訪問、または、随時通報を受け、利用者宅を訪問介護員等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護等の提供を行うもの（平成18年度創設）。（※在宅にいる場合も、夜間を含め24時間安心して生活できる体制の整備が必要であるとの考えから、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に先立ち、 平成18年に、夜間における「定期巡回」と「通報による随時対応」を合わせて創設されたもの（夜間における訪問介護サービスの提供のみを想定したサービス類型）。
- 請求事業所数は184事業所、受給者数は約7,100人、費用額は約39億円となっている。請求事業所数は平成27年以降ほぼ横ばい、受給者数は令和4年以降微減している一方で、費用額は概ね増加傾向にある。
- 収支差率は、令和４年が9.9％、令和５年が15.2％、令和６年が12.8％と推移している。
- 利用者の状況をみると、要介護３～５の利用者は、64.3％となっている。また、76.5％の利用者が基本分（オペレーションサービス）のみの算定となっており、月に一度も訪問サービスを利用していない者が多数みられる。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護における職員と利用者はそれぞれ不足している状況。特に職員の充足状況は、「中山間地域等」よりも「都市部」の方が不足している傾向が顕著となっている。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の現状と課題

社保審－介護給付費分科会	資料１
第257回（R８.８.５）	

現状と課題

- 先般成立した社会福祉法等の一部を改正する法律においては、両サービスを統合することとし、夜間対応型訪問介護については令和８年度末（現在の第９期計画期間）をもって廃止し、経過措置（令和11年度末まで（第10期計画期間中）は経過措置として、従前どおりの実施が可能）を設けることとされている。このため、既存の夜間対応型訪問介護が定期巡回・随時対応型訪問介護看護へ円滑に移行できるよう、当該サービスにおける経過措置の在り方について検討することが求められている。
- 介護報酬は、累次の改定により、加算の種類が増加するとともに、加算の取得要件が複雑化しており、令和６年度改定における審議報告においても、「利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、報酬体系の簡素化について、引き続き検討していくべき」とされている。

論点

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合により、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が、夜間訪問利用者の受け皿となっていくことが想定される。この際、利用者・事業者双方への影響に十分配慮しつつ、日中の適切な訪問対応を図っていく観点から、令和６年度改定で新設した「夜間対応型区分」の在り方を含め、夜間対応型訪問介護から定期巡回・随時対応型訪問介護看護への円滑な移行のための対応について、どのように考えるか。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、今後さらに高齢化が加速していく都市部や、少ない利用者を広域でカバーする必要がある中山間地域等において、訪問介護及び訪問看護等の関係サービスとの連携により、夜間を含む随時対応が可能なサービスを提供し、重度の高齢者を在宅で支える受け皿の機能を担っているところ。一方で、人材不足及び利用者確保が課題となる中、こうした利用者ニーズに応じたサービスを地域で安定的に提供していくため、テクノロジーの活用も含め、その機能の在り方についてどのように考えるか。
- 令和６年度改定における審議報告も踏まえ、利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、算定率の低い加算や算定率の高い加算についてどのように考えるか。